

## 神戸常盤大学短期大学部 利益相反マネジメント規程

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸常盤大学短期大学部利益相反ポリシーに基づき、神戸常盤大学短期大学部（以下「本学」という。）における利益相反マネジメントに関し、必要な事項を定める。

### (定 義)

第 2 条 「企業等」とは、企業、国もしくは地方公共団体の行政機関またはその他の団体をいう。

2 「産学官連携活動」とは、共同研究、受託研究、奨学寄附金受入れ、委員受任等をいう。

### (対象者の範囲)

第 3 条 利益相反マネジメントの対象者は、本学の教職員とする。ただし、第 7 条で規定する利益相反マネジメント委員会が必要と認めた者を対象者に加えることができる。

### (対象事象)

第 4 条 利益相反マネジメントの対象となる事象は、教職員が産学官連携活動を行う場合、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 当該教職員が相手企業等から一定額以上の経済的利益を得る場合

(2) 当該教職員が相手企業等から一定額以上の物品を購入する場合

(3) 当該教職員が相手企業等から何らかの便益を供与される場合

(4) 当該教職員が相手企業等の一定比率以上の株式等（出資金、ストックオプション等を含む。）を保有する場合

2 当該教職員と生計を一にする配偶者または一親等の者が前項各号のいずれかに該当する場合においても、利益相反マネジメントの対象とする。

### (利益相反マネジメントの指針)

第 5 条 産学官連携活動を推進する上で生ずる利益相反の問題を解決する指針は、次のとおりとする。

(1) 教職員が、本学における職務よりも、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること（個人としての狭義の利益相反）

(2) 本学が、本学の社会的責任よりも、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること（大学（組織）としての狭義の利益相反）

(3) 個人的な利益の有無にかかわらず、教職員が本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること（責務相反）

### (教職員の義務)

第 6 条 教職員は、産学官連携活動を行うにあたり、利益相反の疑惑を抱きかねないものについてはその解消、またより深刻な状態に発展しないように最大限の配慮および努力をしなければならない。

2 教職員は、産学官連携活動または厚生労働科学研究費補助金申請を行おうとするときは、第 7 条で規定する利益相反マネジメント委員会に対して別途定める様式により利益相反に関する自己申告を行わなければならない。

3 教職員は、産学官連携活動または厚生労働科学研究を行っている場合には、年度毎にまたは新しく申告すべき「経済的な利益関係」が発生する毎に、第7条で規定する利益相反マネジメント委員会に対して別途定める様式により利益相反に関する自己申告を行わなければならない。

4 教職員は、本条前3項に定めるものの他、本学の利益相反マネジメントに誠実に協力しなければならない。

(利益相反マネジメント委員会)

第7条 本学に、利益相反マネジメントに関する事項を審議するため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、神戸常盤大学短期大学部利益相反マネジメント委員会規程に定める。

(相談、審査、勧告等の手続き)

第8条 教職員は、自らの利益相反マネジメントに関する事項について、委員会に相談することができる。委員会は、当該相談に応じるとともに、適切な助言を行うものとする。

2 委員会は、第6条第2項または第3項に定める自己申告があったときは、個々の案件の利益相反について許容できるものか否かを審査する。審査に当たっては、必要に応じて、当該教職員にヒアリングすることができる。

3 委員会は、当該審査に基づき、利益相反マネジメントに関する措置について、学長に対して文書をもって意見を述べる。

4 学長は、当該意見に基づき利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると認められる場合には、関係する教職員に対して本学の見解を提示し、改善に向けた助言・勧告等を行う。

5 教職員は、本学の見解・助言・勧告等に異議がある場合には、学長に対して別途定める様式により異議申立てを行うことができる。

6 委員長は、前項の異議申立てを学長が受けたときは、速やかに委員会を開催し当該異議申立てに関する審議を行い、その結果を学長に対して文書をもって報告する。

7 学長は、当該審議結果に基づき当該異議申立てに対する決定を行い、その決定について当該教職員に通知する。

8 教職員は、前項の決定に対する異議申立てを行うことはできない。

(大学としての利益相反への対応)

第9条 教職員は、大学としての利益相反があると思われた場合には、随時、問題提起することができる。

2 前項に定める問題提起は学術推進課において受付け、委員長に問題提起の内容を報告する。

3 委員長は、報告を受けた内容について検討を行い、委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認のうえ、利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議する。

4 委員長は、前項の審議の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、学長に報告する。

(関係書類の保存)

第10条 教職員および本学は、利益相反に係る書類を5年間保存しなければならない。

(個人情報等の保護)

第11条 本学は、申告等により得られた利益相反に関する情報は、適切に保管・管理する。

2 委員会委員等、利益相反に関する情報を職務上知り得た者は、正当な理由なく、当該情報をその任期中および退任、退職後も他に漏らしてはならない。

(説明責任)

第12条 本学は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外へ公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

2 本学は、学外への情報公開に当たって、その個人情報の保護に留意する。

(研修の実施)

第13条 本学は、教職員に対し、利益相反に関する研修の実施や啓発に努めるものとする。

(事務)

第14条 利益相反マネジメントに関する事務は、学術推進課が行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、運営委員会の承認を得るものとする。ただし、学長が必要と判断する場合は、教授会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。